

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 確定拠出年金制度の普及を図るために、企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出を容認する。 ・ 特例措置の内容 企業型確定拠出年金における従業員拠出（マッチング拠出）を拠出限度額内かつ事業主拠出を超えない範囲で認める。 		
〔関係条文〕	〔 所得税法第 75 条（小規模企業共済等掛金控除） 地方税法第 34 条（道府県民税の所得控除） 第 314 条 2（市町村民税の所得控除） 確定拠出年金法第 19 条（事業主拠出） 20 条（拠出限度額） 確定拠出年金法施行令第 11 条（拠出限度額） 〕		
要望理由	<p>確定拠出年金は、個人毎に持分が明確に区分され、転職する際にポータビリティが確保されていること、事業主拠出の予見可能性が高いこと等から、従業員、事業主双方にとって利便性の高い制度である。</p> <p>しかし、企業型確定拠出年金における事業主拠出は、特に若年層を中心として、拠出限度額より低い水準となっていることから、老後の所得保障機能を充実させるためには、従業員拠出（マッチング拠出）を容認する必要がある。</p> <p>少子化・高齢化の進展、公的年金制度におけるマクロ経済スライドの導入等により、公的年金を補完する企業年金の役割はますます高まってきている。このため、確定拠出年金の利便性の向上を図ることは、国民の老後の所得確保に対する自助努力を支援するとともに、「貯蓄から投資へ」の流れにも資する。</p>		
減収見込額	（初年度） 19,413 （ - ） （平年度） 20,263 （ - ） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認 ・ 融資、補助金その他 	
	22 年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 	
過去の要望経緯	平成 20 年度税制改正要望を行ったが、今後の検討課題として位置付けられ、平成 21 年度税制改正要望の結果、大綱に盛り込まれた。第 171 回通常国会における本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案。		
本要望に対応する縮減案	（特になし）		